

鳥取県告示第29号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町清徳字平体110、110の1、110の2、字高畑下128の3、字高畑157、170、171の1、172、173の1、173の2、字瀧ガ谷185から187まで、190の1、195、字山神204の2、字中村平215、217の1、字上河原平243の1、字平休谷328、333、337、339の2、345、字イブリ橋谷354の1から354の11まで、354の13から354の25まで、354の27から354の29まで、354の32から354の34まで、354の38から354の40まで、354の49から354の54まで、354の57

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）